

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に基づき、各種申請・届出に伴う対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童扶養手当受給者等の資格確認 ②児童扶養手当受給者等の現況届の受付・審査 ③児童扶養手当受給者への支払情報の管理 ④児童扶養手当に関する統計処理の実施
③システムの名称	COKAS-R/AdⅡ 児童扶養手当システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一第37項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報連携（照会）番号法第19条第8号別表第二57項 情報連携（提供）番号法第19条第8号別表第二12、16、26、64、65、87項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所 企画部 法務文書課 法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所 健康こども部 こども家庭課 家庭給付係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-7039 FAX 0172-39-7003
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受領した際は、課内で定められた取扱い方法に従っているほか、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で作業を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	弘前市情報セキュリティポリシーを遵守し、情報の適切な管理と分類、機器の管理区域の設定、アクセス制限の設定等の対策を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和3年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	福祉総合システム『ふれあい』児童扶養手当システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム サービス検索・電子申請機能	COKAS-R/Ad II 児童扶養手当システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IV-8 人手を介在させる作業	(新規項目)	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	特定個人情報を受領した際は、課内で定められた取扱い方法に従っているほか、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で作業を実施している。	事後	
令和6年11月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和6年11月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	弘前市情報セキュリティポリシーを遵守し、情報の適切な管理と分類、機器の管理区域の設定、アクセス制限の設定等の対策を実施している。	事後	